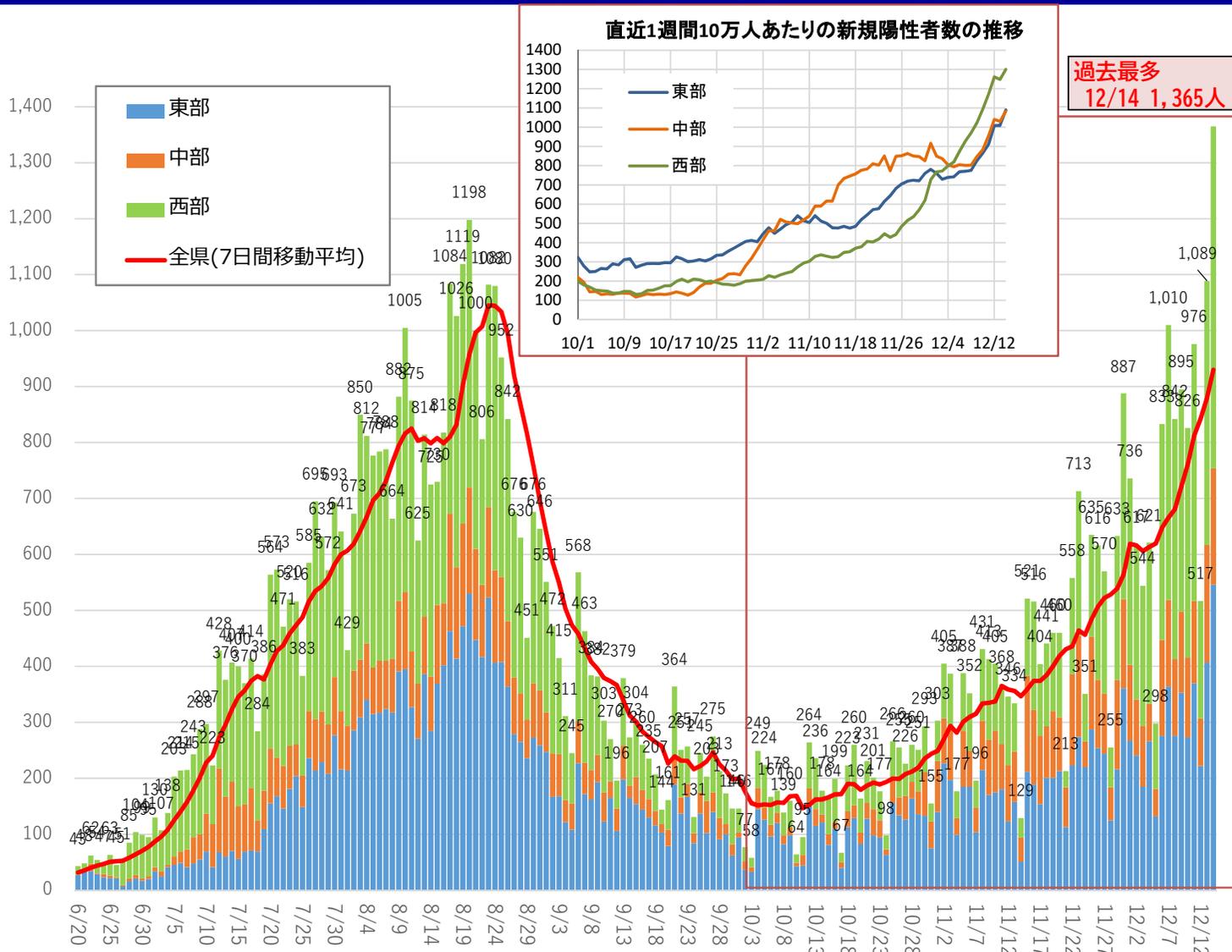


鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第349回）  
第112回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部  
米子市新型コロナウイルス感染症対策本部  
第45回倉吉市新型コロナウイルス感染症対策本部  
境港市新型コロナウイルス感染症対策本部  
合同会議

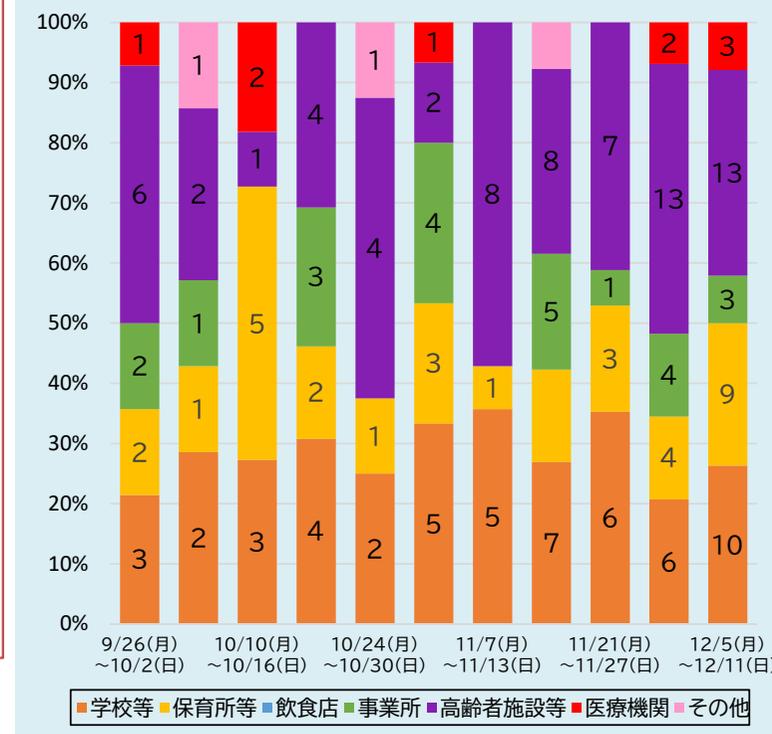
- 日時：令和4年12月14日（水）午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監  
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、教育委員会  
（テレビ会議参加）  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市長、鳥取市保健所長  
倉吉市長  
米子市長  
境港市長  
公益社団法人鳥取県医師会 渡辺会長  
一般社団法人鳥取県薬剤師会 原会長  
公益社団法人鳥取県看護協会 松本会長  
鳥取大学医学部 千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
  - （1）県内の感染状況について
  - （2）その他

# 鳥取県の新規陽性者数の推移・クラスターの発生状況



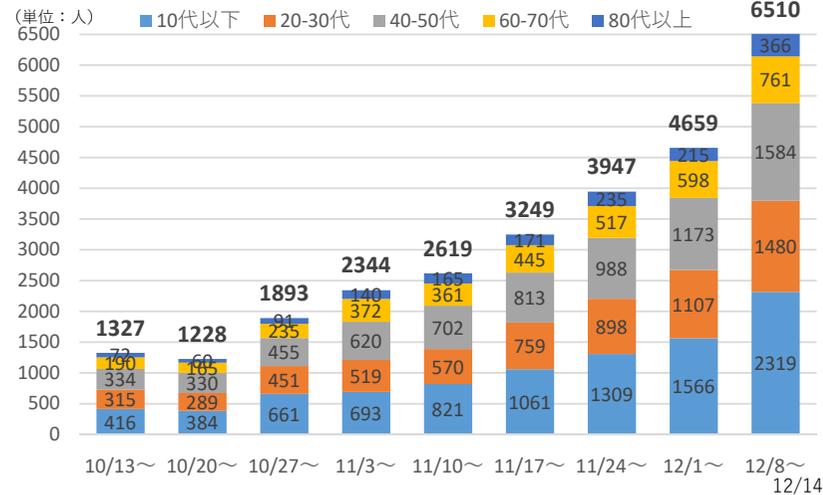
## 【最近のクラスター発生状況】

- 高齢者施設・学校・保育所等でのクラスターが多発
- 学校・保育所等から家庭に持ち込まれ、家庭を介して事業所、高齢者施設へ連鎖
- 高齢者施設、医療機関の感染拡大から医療提供体制への負荷が増加するとともに、高齢者の死亡につながる事例も。

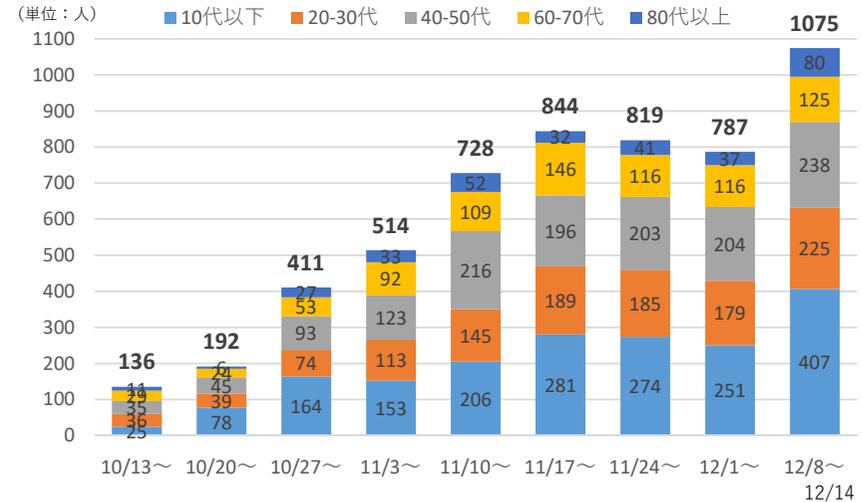


# 鳥取県の年代別感染者数(7日間毎)

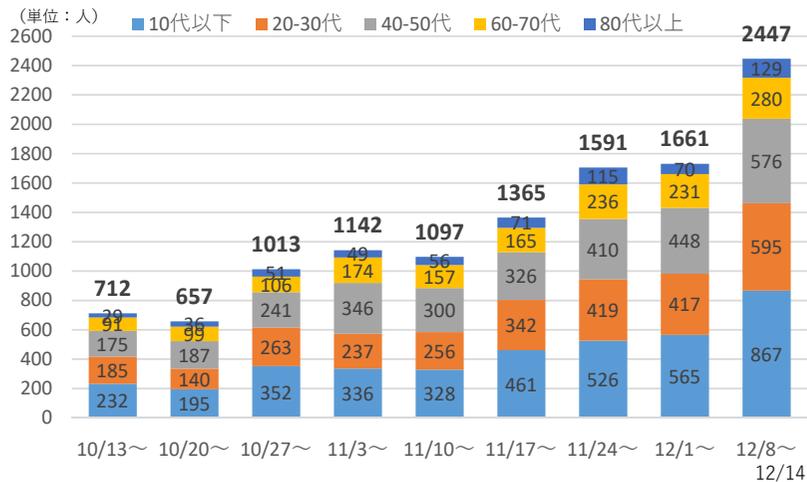
## 【全県】



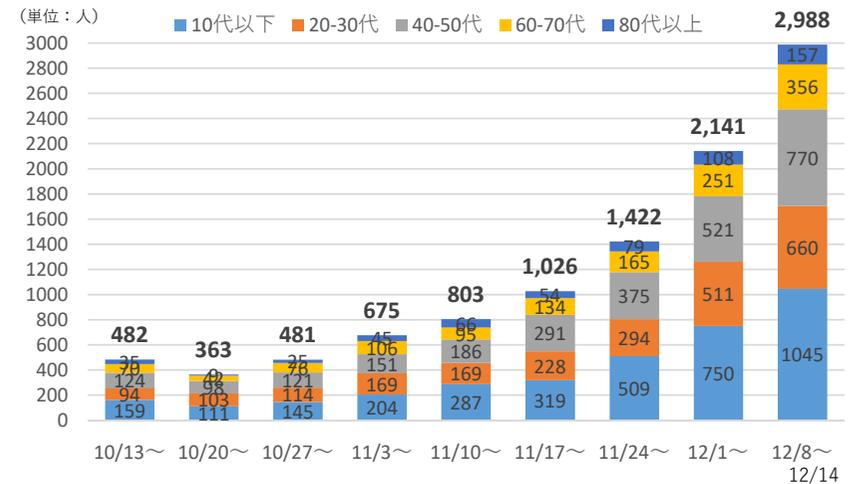
## 【中部】



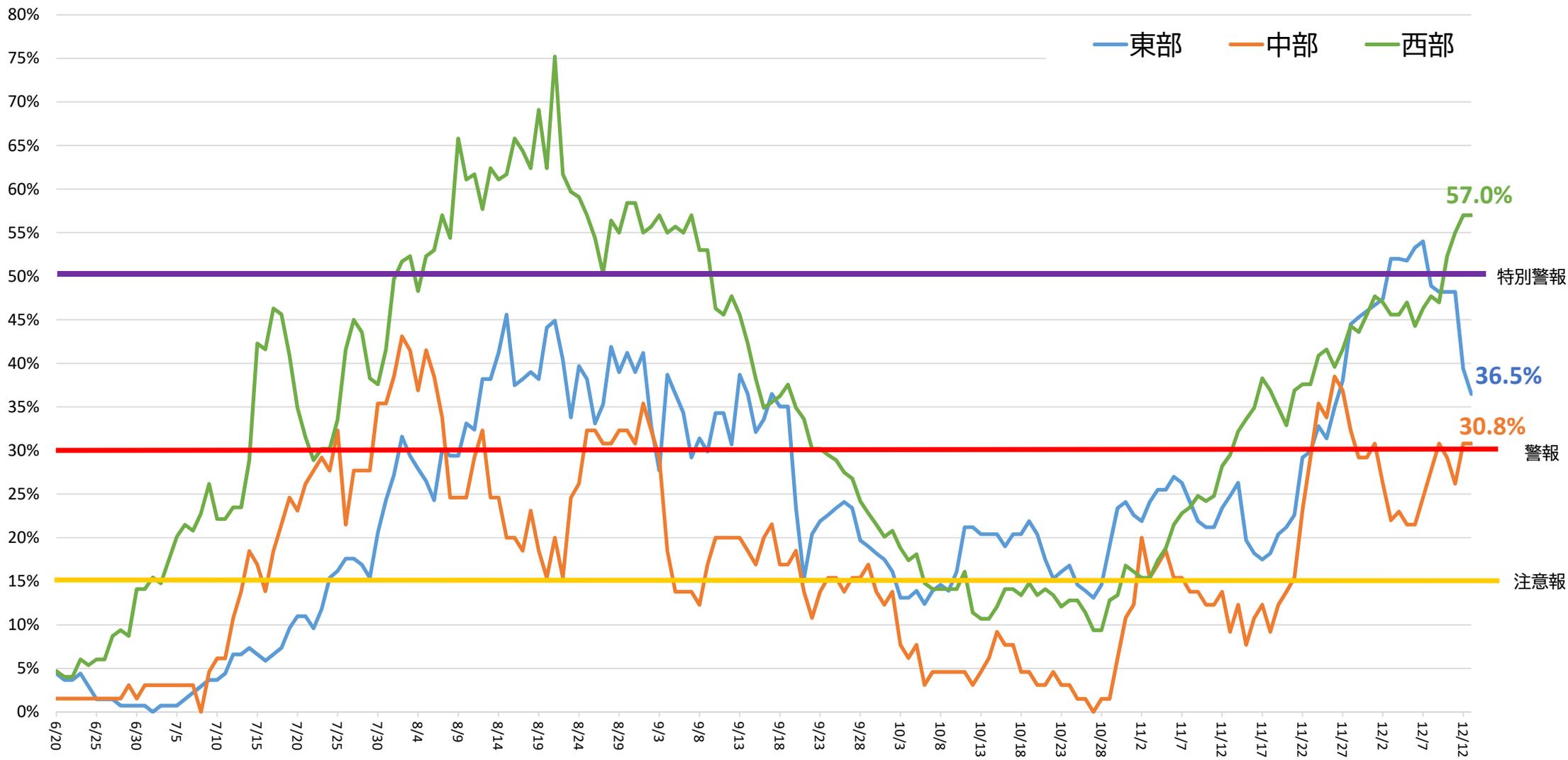
## 【東部】



## 【西部】



# 病床使用率の推移



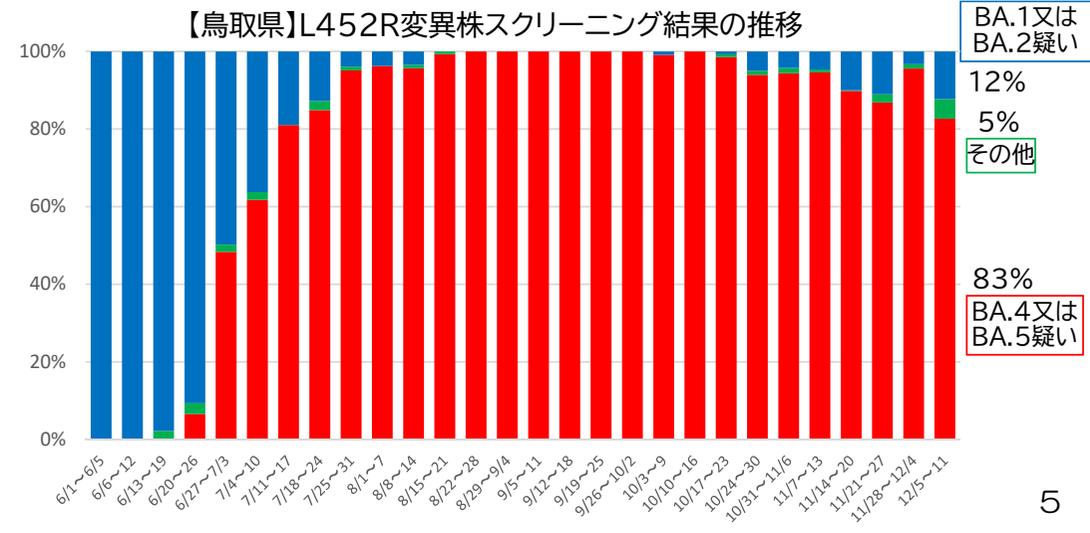
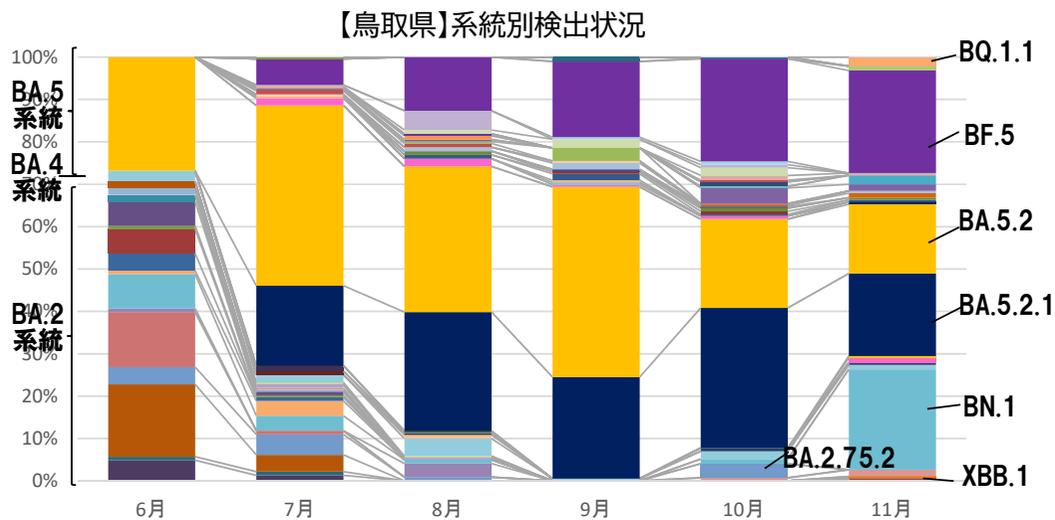
# オミクロン新系統の発生状況

## ○県内は、引き続き「BA.5系統(BF.5、BA.5.2、BA.5.2.1等)」が優勢 11月に入って「BA.2.75系統(BN.1)」が急増

- ・【ゲノム解析】BN.1:10月3件(東中西各1件)→11月以降47件(東24、中4、西19)
- ・【変異株スクリーニング検査】L452R陰性(BA.2系統疑い)の割合が増加傾向  
10月下旬[10/17-23]:1%→12月上旬[12/5-12/11]:12%
- ・11月以降、「BQ.1.1系統(BA.5.3亜系統)」を複数確認(11月上旬～12月上旬 計5件)
- ・「XBB系統(BA.2.10とBA.2.75の組換え体)」は11月中旬以降検出なし

## ○国内では今後「BQ.1系統」が増加と推計

- ・全国で「BQ.1系統」の検出比率が増加傾向 [10月中旬(10/17～23):1.6%→11月中旬(11/14-20):6.3%]  
→12月中旬(12/12～18)には「BQ.1系統」が34%、「BA.2.75系統」が10%を占めると推計(12/8)



## 第8波 感染増加の推定要因等

- ① 感染力が強いとされるオミクロン株新系統の影響
- ② 基本的な感染防止対策が不十分であったことにより、職場・学校・保育所等で感染拡大したウイルスが、家庭内でも感染伝播し、さらに別の職場等へと感染が連鎖

< 感染防止対策不十分事例 >

- 更衣室・休憩室や車内において、換気が不十分であった
  - ✓ 窓開けやサーキュレータ等使用し、入口と出口を意識した空気の流れをつくる対策等がなされていない
  - ✓ パーテーション等が換気など空気の流れを妨げる向きで設置されていた  
⇒このような場所で食事や休憩をすることがさらなる感染拡大につながる
- 鼻水・だるさなど軽微な症状がある者が出勤等していた

◎オミクロン株は、重症化率は低いものの、高齢者施設や医療機関にウイルスが入り込んで感染拡大することで、重症化リスクのある方が感染し、基礎疾患の症状悪化につながる事例が増加している

# 県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出

人口10万人・週あたりの新規陽性者数が1,000人を超え、新規株が顕著になってきていることから、県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出します。

一般の事業所、高齢者施設、学校、保育所等での集団的感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、より一層の感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:200人超/週 警戒:500人超/週 嚴重警戒:1,000人超/週
東部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,090.0人/週
中部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,083.7人/週
西部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,300.7人/週

# 第8波対策の基本方針

## <第8波の特徴>

- BA.5系統や急増するBN.1、流行が懸念されるBQ.1.1系統は非常にうつりやすく、家庭・職場・施設内で一気に広がる傾向（特に子ども同士の感染が拡大の端緒となる事例が多い）
- オミクロン株は重症化率は低いものの、高齢者施設や医療機関に入り込んで感染拡大することで、高齢者を中心に基礎疾患等の症状悪化につながる事例が増加
- 多くの感染者が発生する一方で、重症化が少なく冷静な対応が必要

## <対策の基本方針>

医療機関のコロナ対応やPCR検査体制が充実している本県の特性を活かし、命と健康を守る対策を重点実施

- 症状、重症化リスク、診断等に応じた治療薬の適切かつ早期の投与
  - ・医療機関・薬局に対し、初期段階での治療薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ等）の処方対応を要請（特に高齢者施設での早期投与を推進）
- 外来診療・投薬体制の強化
  - ・年末年始に開業する医療機関・薬局の確保、在宅療養者への薬剤配送体制の整備
- 感染予防・拡大防止（市町村と協力し、基本的感染防止対策徹底を呼びかけ）
- 市町村、医療機関、事業所、学校等と協力し、ワクチン接種を呼びかけ
- 外来ひっ迫や年末年始に備え、抗原検査キットや解熱剤等の市販薬の備蓄を呼びかけ
- 積極的かつ幅広いPCR検査で感染連鎖を早期囲い込み
- コロナ病床確保、回復患者の転院受入れ促進、宿泊療養の活用による病床ひっ迫回避

## 緊急共同メッセージ

第8波に入り、**県内全域で感染が急拡大し、今後も拡大する恐れが高い状況**です。施設・職場・家庭内で一気に広がる傾向があり、入院治療が必要な方も増加し、**医療への負荷が高まっています**

県民・事業者におかれては、“大したことはない”と油断せず体調不良時は無理せず休む”“定期的な窓開け換気”など**基本的感染対策の今一度の徹底**をお願いします。特に**医療・介護・学校・保育施設**におかれては、**早め・広めのPCR検査の徹底**をお願いします

また**夜間・年末年始など診療時間外**は“**受診相談センター**”や“**救急ダイヤル**”の電話相談を利用するほか、急な発症に備え、各家庭において市販の解熱剤や**抗原検査キット**などの**備蓄**をお願いします

年末までに**感染予防・重症化予防**のため、**抗体価を高めるワクチン接種**をできるだけ**速やかに**をお願いします

## 年末に向け、できるだけ速やかなワクチン接種を！

- 感染が急拡大し、どこで感染するか分からない状況になっています。また、保育園・幼稚園・学校でクラスターが頻発しています。
- 接種希望者が増え、1日の接種回数が5千回を超える日もあり、予約が取りづらい状況です。年内に接種できるよう、早めに予約してください。

■県営会場の予約枠を拡大するほか、市町村や医療機関にも予約枠の拡大の協力を呼びかけています。

○県営ワクチン接種会場の開設時間を拡大していますので、接種をお急ぎください。  
また、ワクチンバスを高校・大学・企業等団体向けに派遣しますので、お問い合わせください。

《問い合わせ先》 県庁新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム

(電話) 0857-26-7977 (ファクシミリ) 0857-26-8168

○乳幼児接種の相談は、かかりつけ小児科医のほか、県の『乳幼児接種ワンストップ相談窓口』を御利用ください。 ※乳幼児接種は、1月13日までに1回目を接種しないと、年度内に3回接種を完了できません。

《問い合わせ先》 (電話) 0857-26-7976 (ファクシミリ) 0857-26-8168

○ワクチンに係る医学的・専門的な内容(副反応)については、『新型コロナワクチン相談センター』を御利用ください。

《問い合わせ先》 (電話) 0120-000-406 (ファクシミリ) 0857-50-1033

○市町村の集団接種会場については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

## 県内市町村ワクチン接種に係る問い合わせ先

市町村名	電話番号	ファクシミリ
鳥取市	0857-30-8535	0857-20-3981
岩美町	0857-32-8067	0857-73-1344
若桜町	0858-82-2230	0858-82-0134
智頭町	0857-32-8067	0858-75-4110
八頭町	0858-72-1133	0858-72-3565
倉吉市	0858-27-0005	0858-27-0032
三朝町	0858-27-0833	0858-43-0647
湯梨浜町	0858-35-5338	0858-35-5376
琴浦町	0858-27-1202	0858-52-1524

市町村名	電話番号	ファクシミリ
北栄町	0858-37-2227	0858-37-2124
米子市	0570-002-741	0859-21-8708
境港市	0120-05-0859	0859-47-1112
日吉津村	0859-27-5952	0859-27-0903
大山町	0859-54-6400	0859-54-5087
南部町	0570-032-489	0859-66-5523
伯耆町	0859-30-4489	0859-68-3866
日南町	0859-82-0374	0859-82-1027
日野町	0859-72-1661	0859-72-1484
江府町	0859-75-6111	0859-75-6161

## 年末年始に向けた医療提供体制の強化

年末年始に向けて、医師会、各医療機関、薬剤師会、看護協会などの協力を得て、医療提供体制、相談体制の強化を行います。

### [医療提供体制の強化]

#### ○年末年始の臨時開業による発熱外来対応の強化

12/31～1/3に臨時開業する医療機関・薬局に対して支援金を支給し、発熱外来対応を強化  
地区単位での在宅療養者への薬剤配送体制を整備

#### ○休日急患診療所の体制強化

各医師会において、対応人員等を増強(県内3地区全て)  
休日急患診療所の逼迫を防ぐため、土日祝日に、軽症者向けのコロナ抗原検査キットを配布中(12/3～)

#### ○病床確保

入院協力医療機関に対して最終フェーズへの準備を進めていただくとともに、後方支援医療機関にもコロナ患者受入の検討を個別に要請

#### ○みなし陽性の導入

感染者と生活空間を共にする濃厚接触者が有症状となった場合に、医療機関における外来ひっ迫状況等を踏まえて、医師の判断により、臨床症状で診断可能に(12/7～)

### [相談体制の強化]

#### ○受診相談センターの体制強化

感染拡大状況に応じて、対応人員・電話回線等を増強

## みなさんの力で救急医療を守りましょう

冬季に入り、救急外来を受診する患者さんが増えており、重症患者の診療に影響が出かねません。医療機関の適切な利用にご協力ください。

### [通常の診療時間に受診しましょう]

- 夜間や休日の救急外来は、緊急の入院や手術などが必要な重症患者の対応に備えています。
- 夜間や休日は検査体制が整っておらず、**急を要さないPCR検査は実施できません。**
- 無症状の方は無料検査をご利用ください。**

### [症状に応じた利用を心がけましょう]

- 体調が悪い時は、まずはかかりつけ医に相談するなど、通常の診療時間内に受診しましょう。  
※発熱等の症状がある場合は、事前に医療機関に電話で相談し、受診方法を確認しましょう。
- 時間外で医療機関に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターを、その他の疾患の場合は救急ダイヤルの電話相談を利用しましょう。

**受診相談センター 0120-567-492(毎日9時から17時15分) ※12/29~1/3は0857-26-7985**

**その他の時間:東部 0857-22-5625 中・西部 0857-26-8633 メール相談可**

**その他の疾患 とっとりおとな救急ダイヤル #7119 こども救急ダイヤル #8000**

### [各家庭で解熱剤、抗原検査キットの準備を]

- 家庭内感染が増加しています。各家庭で市販の解熱剤や抗原検査キットなどを準備しておきましょう。

# 年末年始に向けた県庁特別体制

## ■ 年末年始に向けた分散勤務やリモート・在宅勤務とコロナ応援体制

- ・職場の密度を下げ、職場内感染を防止する観点から、**12/19（月）～1/9（月・祝）の期間**については、**不急業務の先送りを行うとともに、分散勤務やリモート・在宅勤務を徹底**
  - 各窓口等の実施体制は確保しながら、会議等については可能な限り実施期間を期間外に変更
  - 年末年始行事の見直し・・・従来、**12月28日に実施の仕事納め式は昨年同様に取りやめ**。仕事始め式は1月10日に実施。
  - 職員の積極的な年次有給休暇の取得も推奨
- ・更なる**感染拡大に備えて職員への応援体制は確保**
  - 最大3,000人の陽性者に対応できるよう、**業務体制(最大400人規模)**を構築済み
  - 県庁内での感染発生時の業務継続のためのバックアップ体制も整備済み(別室勤務、在宅勤務などの非接触型の分散勤務の徹底等)

## ■ 県職員の感染対策

「県庁第8波対策県庁特別体制」に移行し、感染防止対策を徹底 ⇒ **年末年始に向けて取組みを再徹底**

- ✓ 陽性者または陽性が疑われる職員との接触者については、**早期かつ幅広くPCR検査や抗原検査を実施**
- ✓ 所属長は、所属職員の健康状態を日々、確実に把握し、**体調の悪い職員を決して出勤させず在宅勤務又は休暇取得へ**
- ✓ 各所属において、執務室等における2方向の**窓や扉の常時開放による換気**や**正しいマスク着用**などを徹底

## ■ 県庁のイベント等のハイブリッド開催

- ・イベントや会議等については、全部または一部をオンライン対応にするなど、コロナ対策に留意しながら開催
- ・庁内の説明会・研修会で可能なものはVOD（ビデオ・オン・デマンド方式）で録画配信で実施
  - ハイブリッド対応**
    - ・とっとりSDGs未来都市選定記念フォーラム（12/18）⇒ **基調講演、表彰式、トークセッションを会場から配信**
    - ・鳥取県教育センターフォーラム（GIGAスクールフェア）（12/27）⇒ **基調講演、模擬授業、パネルディスカッション等を会場から配信**
  - オンラインに変更**
    - ・「占領期の鳥取を学ぶ会」12月月例会（12/17）
    - ・建設キャリアアップシステム（CCUS）制度に係る説明会（12/21）

# 学校の感染対策の徹底

- ・ 県全域で感染が急増しており、**学校生活や学校行事・クラブ活動でクラスターが多発**しています。
- ・ **体調不良時の登校・出勤は控え**ましょう。
- ・ 陽性者が確認された場合、保健所、学校等が連携・情報共有して、**速やかに学級閉鎖や一斉のPCR検査を実施**するなど、**陽性者の早期の囲い込み等初動体制の強化**を図り、**感染拡大防止に努め**ましょう。

入口対策（健康観察） ⇒ 体調不良時の対応

早期対応（学級閉鎖・一斉検査）の実施

## ◆基本的な感染対策・健康観察の徹底

- 児童生徒・教職員は、**風邪症状のほか、倦怠感・のどの違和感**がある場合も**登校・出勤しない**（家族が陽性になった場合も登校・出勤を控える）
- 教職員は、**暖房使用時の換気の徹底**（教室、職員室等）・**手指消毒の徹底**を指導
- 教職員が**マスクの適切な着用**を指導
- 児童生徒・教職員ともに日々の**健康観察の徹底**（朝・昼）

## ◆意識啓発（教職員・生徒等）

- ガイドラインや通知を改めて確認し、**管理職から教職員に周知徹底**（朝礼等）
- 管理職は、**感染対策を施設内（更衣室前等）に掲示**するなどの見える化を図る

## 最近のクラスターの主な原因

### 学校生活 学校行事



- ✓ 体調不良（のどの違和感等）にもかかわらず、**登校・出勤**していた
- ✓ 定期的な換気ができていなかった（定期的に窓を大きく開けてない）
- ✓ 学習発表会の練習時に**密集して大声**を出す場面があった

### クラブ活動



- ✓ 競技終了後の**息が切れる状態**で**マスクをしていない**場面での**身体的距離が不十分**であった
- ✓ 更衣室で、**マスクを外した状態**で密

## 保育所・幼稚園等の感染対策の徹底

感染が拡がる中、特に、抗体がない乳幼児、小児は、感染しやすい状況です。

**陽性者発生後の検査を早期に幅広く実施、抗原定性検査キットで職員全員が週1回以上検査を行うことにより、感染爆発の抑え込みをお願いします。**

保育所・幼稚園等において、クラスをまたいだ大規模なものも含め、県内全域で、連日、多数のクラスターが確認されています。

### 【クラスター事例・要因】

- ・ 発表会の際、園児がマスクを外した状態で、控え室や舞台袖で密になることがあった
- ・ 保育室の片側にしか窓がなく構造上、換気が不十分
- ・ 家族が体調不良であったり、PCR検査陰性だった園児・職員が登園。その後発症し、陽性が判明

### 保育所・幼稚園等における対策例

- ・ 行事では換気、園児及び保護者同士の密対策、健康確認等の基本的感染対策を徹底
- ・ 暖房時も定期的に大きく窓をあけて換気、サーキュレーター等を活用し排気を意識した換気の徹底
- ・ 家族が体調不良の場合を含め、体調に不安のある園児が登園することがないよう協力を依頼

⇒ すり抜け対策として、抗原検査キット、PCR検査等支援事業補助金(1/13まで延長)を有効に活用いただき、職員の健康管理、施設内の感染拡大防止の徹底を引き続きお願いします

## 社会福祉施設の感染対策の徹底

- 社会福祉施設での、クラスターが増加しています。各施設におかれましては、改めて感染対策の徹底をお願いします。
- 感染初期の対応が重要**となっています。**早期検査による囲い込み**を行い、感染の拡大抑制に努めてください。
- 陽性者発生後、**一回のみの検査で安心せず**、引き続き感染対策をしつつ、間隔を開けて**再度検査**を実施してください。

### 【最近のクラスター事例】

- ・無症状の陽性職員を通じ、施設内で感染拡大。
- ・陽性者発生後の検査をすり抜け、数日後陽性に。
  - ⇒陽性者発生後の検査は**手広く、素早く実施**。
  - ⇒素早く適切な**ゾーニング**を徹底し、感染の拡大を防止しましょう。
  - ⇒陽性者発生後、**一回のみの検査で安心せず**、引き続き感染対策をしつつ、間隔を開けて**再度検査**を実施してください。

社会福祉施設新規陽性者数の推移  
(7日間移動平均)



- 配布している抗原定性検査キットを活用し、早期発見に繋がってください。
- PCR検査等支援事業補助金の支援拡充を1月13日まで延長しています。

## 医療機関の感染対策の徹底

- 医療機関の院内感染事例の発生が増加し続けています。また、陽性者数の増加から家庭内感染をきっかけとした職員の持ち込みが懸念されています。
- 各医療機関におかれましては、今一度、**基本的な感染予防策の徹底**とともに、**積極的検査の実施による早期発見**（県配布の抗原定性検査キットを活用して週1回以上職員の全員検査等）、**早期対策**をお願いします。

医療機関関係者の陽性者数 ※福祉・医療施設感染症センターへの報告件数

(10月) 1日~10日(63人)	、11日~20日(69人)	、21日~31日(110人)	計242人
(11月) 1日~10日(121人)	、11日~20日(57人)	、21日~30日(188人)	計366人
(12月) 1日~10日(151人)			

### 【最近確認された院内感染事例・不適切とされた事例】

- 老健施設で発熱し、病院へ入院した患者(その後陽性判明)をきっかけに感染拡大したと推定される事例。
- 陽性患者の療養場所(ゾーニング)及び換気の状態から、ナースステーション内に汚染された空気が蔓延している可能性がある事例。
- 背中が空いているビニールエプロンを、防護服として使用していたため、感染リスクが増大する事例。

**12月7日からYouTubeで配信している研修動画の積極的な活用(院内教育)をお願いします。**

動画配信【期間】12/7~20まで 【内容】①手指衛生 ②マスクの着脱 ③PPEの着脱 ④ゾーニングの考え方

※医療機関関係者のみの限定公開

### ●PCR検査等支援事業補助金の支援拡充(1/13まで延長)

【対象】職員、職員家族、利用者(患者) 【内容】補助率10/10、施設内一斉検査も対象  
PCR検査も積極的に実施し、早期発見、早期対策に繋がってください。

# 特措法第24条第9項による要請

第8波に入り、県内でも感染が急拡大しています。

また、年末年始は帰省や忘新年会など普段会わない人と会う機会が増えるため、ご自身と大切な人の健康を守り、併せて経済社会活動を進めていくため、基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

- 区域 鳥取県全域
- 期間 令和4年11月24日(木)～令和5年1月13日(金)

## ◆基本的感染防止対策の徹底

- ・距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- ・感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- ・寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- ・人ごみなど密な場所への立ち入り時には特に注意を

## ◆無料PCR検査の受検

- ・帰省等の県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検

## ◆ワクチンの接種促進

- ・発症予防や重症化予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種を(年末年始までに)

## ◆会食・イベント参加時の感染防止対策

- ・忘新年会や同窓会などの会食の際は、大人数を避け、マスク会食を徹底
- ・イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底

## ◆体調不良時の受診

- ・体調が悪ければ絶対に登校・出勤せず、医療機関を受診(クラスター多発の原因です)

## ◆解熱剤・抗原検査キットの準備

- ・今後の感染拡大に備えて各家庭で市販の解熱剤や抗原定性キットなどを準備



# 無料検査(PCR検査等)を活用しましょう

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内114ヶ所の無料検査所において検査実施中です。  
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。  
※東部:46ヶ所、中部:27ヶ所、西部:41ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載  
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査を**令和5年1月13日まで**行っていますので、ご利用ください。

## 感染拡大傾向時の一般検査事業

⇒鳥取県民を対象とした無料検査

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



## ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

⇒県外者を対象とした無料検査  
当面、本県の独自施策として実施  
※他の都道府県は全て令和4年8月末で終了

旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。

## 「鳥取県版 新型コロナ警報」 (12月14日現在)

**東部・西部地区に「特別警報」、中部地区に「警報」を発令しています。**

オミクロンの様々な新規系統が確認され、感染拡大が続いています。  
高い緊張感をもって、今一度感染対策の確認、徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	特別警報	12/6～
中部地区	警報	11/27～
西部地区	特別警報	12/13～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(12/13)> 東部(36.5%)、中部(30.8%)、西部(57.0%)

⇒東部地区は、感染拡大していることから「特別警報」を継続しています。

# 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

新規陽性者数は高い水準となっているが、最大確保病床使用率及び重症病床使用率が「レベル3」の水準未満であり、コロナ医療が必要な人へ適切な医療ができていることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができている

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (12月13日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	1,176.3人 (6,510人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	44.2% (155/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	19.1% (9/47床)	—	概ね50%超	概ね80%超

参考指標	数値(12月13日現在)
PCR陽性率(直近1週間)	37.2% (6,510人/17,512件)

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが12/13（火）に確認されたため、条例に基づき対応する。

## 1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
632	医療機関	○	八頭郡	41名	12/7～12
633	保育所	○	鳥取市	9名	12/10～13
634	倉吉市立河北中学校	○	倉吉市	16名	12/10～13
635	事業所	○	米子保健所管内	13名	11/29～12/10
636	鳥取県立米子高等学校	○	米子市	19名	12/7～12
637	私立高等学校	○	米子市	8名	12/8～9
638	幼稚園	○	米子市	15名	12/9～12
639	日南町立日南小学校	○	日南町	9名	12/9～12

## 2 患者対応

陽性者は、施設内療養または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（632例目）

## 医療機関

陽性者数	所在地
職員及び患者41名	八頭郡

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、当該施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、院内感染対策ガイドラインを参酌し、クラスター対策特命チーム等において、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（633例目）

## 保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者9名	鳥取市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、12/12（月）から休園している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（634例目）

## 倉吉市立河北中学校

陽性者数	所在地
学校関係者16名	倉吉市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、12/12（月）から一部のクラスを閉鎖している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>倉吉市は、施設名を公表することを了解済み。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（635例目）

## 事業所

陽性者数	所在地
従業員13名	米子保健所管内
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（636例目）

## 鳥取県立米子高等学校

陽性者数	所在地
学校関係者19名	米子市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、12/10（土）から12/13（火）まで一部のクラスを閉鎖した。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>鳥取県教育委員会は、施設名を公表することを了解済み。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（637例目）

## 私立高等学校

陽性者数	所在地
学校関係者8名	米子市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、12/9（金）午後から一部のクラスを閉鎖している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（638例目）

## 幼稚園

陽性者数	所在地
園関係者15名	米子市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、12/12（月）から一部のクラスを閉鎖している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（639例目）

## 日南町立日南小学校

陽性者数	所在地
学校関係者9名	日南町
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、12/10（土）から一部の学年を閉鎖している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>日南町は、施設名を公表することを了解済み。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

## 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

## 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

＜ところとからだの相談窓口＞

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392